

平成20年度
一級河川指定等説明資料

平成20年4月

一級河川指定等関係公文書 (写)

国河政第741号
平成20年2月19日

国社整審第29号
平成20年3月11日

社会資本整備審議会会長
張 富士夫 殿

河川分科会
分科会長 虫明 功臣 殿

国 土 交 通 大 臣
冬 柴 鐵



社会資本整備審議会
会長 張 富士夫



河川法第4条第1項の一級河川の指定等について

河川法第4条第1項の一級河川の指定等について

標記について、別添のとおり河川法（昭和39年法律第167号）
第4条第1項の規定により、一級河川の指定又は指定の変更を行いた
いので、同条第3項及び第6項の規定により、貴審議会の意見を求め
る。

平成20年2月19日付国河政第741号により、当審議会の意見を求めら
れた「河川法第4条第1項の一級河川の指定等について」については、社会資
本整備審議会運営規則第8条第1項の規定により、河川分科会に付託します。

一級河川指定等の根拠条文

河川法第4条

(一級河川)

第四条 この法律において「一級河川」とは、国土保全上又は国民経済上特に重要な水系で政令で指定したものに係る河川（公共の水流及び水面をいう。以下同じ。）で国土交通大臣が指定したものをいう。

- 2 国土交通大臣は、前項の政令の制定又は改廃の立案をしようとするときは、あらかじめ、社会資本整備審議会及び関係都道府県知事の意見をきかなければならない。
- 3 国土交通大臣は、第一項の規定により河川を指定しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議するとともに、社会資本整備審議会及び関係都道府県知事の意見をきかなければならない。
- 4 前二項の規定により関係都道府県知事が意見を述べようとするときは、当該都道府県の議会の議決を経なければならない。
- 5 国土交通大臣は、第一項の規定により河川を指定するときは、国土交通省令で定めるところにより、水系ごとに、その名称及び区間を公示しなければならない。
- 6 一級河川の指定の変更又は廃止の手続は、第一項の規定による河川の指定の手続に準じて行なわれなければならない。

一級河川指定等(案)の概要

1 現在の一級河川指定状況

水系数	109水系
河川数	14,021河川
河川延長	87,749.8km

2 今回の一級河川指定等の予定

(1) 新規指定	23河川	86.3km
① 現二級河川の本明川水系への編入	17河川	61.2km
② その他	6河川	25.1km
(2) 変更	4河川	△2.1km
① 変更増	1河川	2.2km
② 変更減	3河川	△4.3km

合計 27河川 84.2km

一級河川指定等(案)一覧表

水系名	河川名	都道府県名 (市町村名)	指定等の延長(km)			指定等の理由	備考	
			新規	変更				廃止
				増	減			
ナルセ 鳴瀬川	アケトシ 明通川	宮城県 (大和町)	0.5			工業団地開発に伴う流出増対策として防災調節池の工事を施行することから影響区間を一級河川として指定。	新規指定	
ナルセ 鳴瀬川	タテボリ 立堀川	宮城県 (大崎市)			(1.4) △0.4	土地改良事業の実施によって立堀川の流量が減少したことにより、一級河川として管理する必要のない区間が生じたことから上流端を変更。	区間縮小	
トネ 利根川	ソノベ 園部川	茨城県 (石岡市)		(18.3) 2.2		土地利用等の進展による流出増に対応するため、河川工事を施行することから上流端を変更。	区間延長	
トネ 利根川	ナツボ 奈坪川	栃木県 (宇都宮市)	9.2			JR宇都宮駅周辺地域の市街化が進展したことに伴い、洪水防御等の対策を講ずることが必要となったため、対象区間を一級河川として指定。	新規指定	
	ヤタ 谷田川	栃木県 (宇都宮市)	1.2				新規指定	
	イシ 石川	栃木県 (宇都宮市)	6.2				新規指定	
トネ 利根川	シユトケンガイカク 首都圏外郭放水路	埼玉県 (春日部市)	6.0			首都圏外郭放水路建設事業による放水路工事が平成19年度に完成したことから一級河川として指定。	新規指定	
シノ 信濃川	ナカノシマ 中之島川	新潟県 (三条市)			(12.0) △3.0	河川災害復旧等関連緊急事業に伴う中之島川の切替工事が平成18年度に完成したことから下流端を変更。	区間縮小	

(注) ()書は、今回の指定の変更後の延長(km)である。

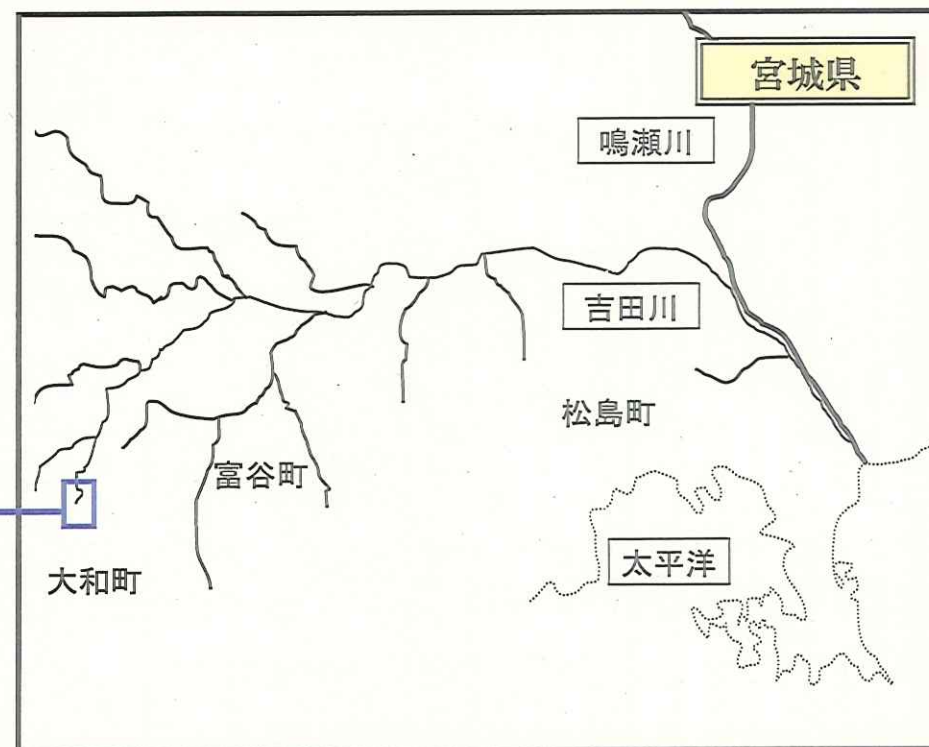
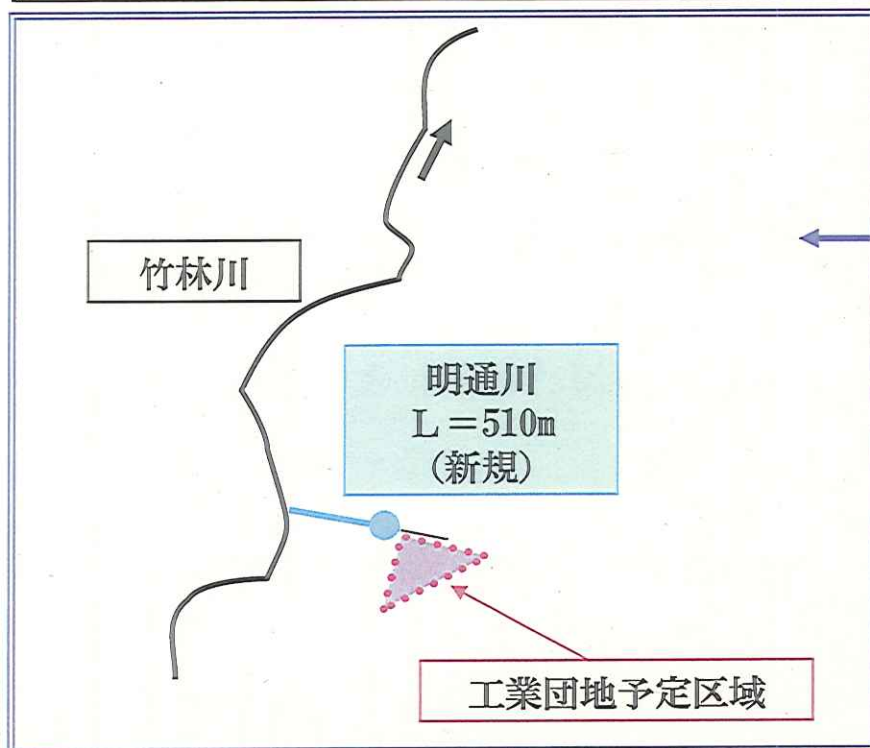
水系名	河川名	都道府県名 (市町村名)	指定等の延長 (km)				指定等の理由	備考
			新規	変更		廃止		
				増	減			
安倍川	飯間谷川	静岡県 (静岡市)			(2.4) △0.9		第二東海自動車道横浜名古屋線の建設に伴う飯間谷川の付替工事が平成19年度に完成したことから上流端を変更。	区間縮小
淀川	白川放水路	京都府 (京都市)	2.0				都市基盤河川改修事業による放水路工事が平成19年度に完成したことから一級河川として指定。	新規指定
本明川	土井川	長崎県 (雲仙市)	2.0				国営諫早湾干拓事業による潮受堤防等工事が平成19年度に完成したことから本明川の河口を延伸するとともに当該延伸部分に流入する二級河川土井川等17河川を本明川水系に編入し、一級河川として指定。	新規指定
	田川原川	長崎県 (雲仙市)	2.3					新規指定
	山田川	長崎県 (雲仙市)	5.6					新規指定
	長谷川	長崎県 (雲仙市)	2.1					新規指定
	黒仁田川	長崎県 (雲仙市)	0.7					新規指定
	境川	長崎県 (諫早市)	8.4					新規指定
	湯江川	長崎県 (諫早市)	3.4					新規指定
	田島川	長崎県 (諫早市)	2.8					新規指定
	有明川	長崎県 (諫早市・雲仙市)	4.8					新規指定

水系名	河川名	都道府県名 (市町村名)	指定等の延長 (km)			指定等の理由	備考	
			新規	変更				廃止
				増	減			
	チドリ 千鳥川	長崎県 (雲仙市)	3.9				新規指定	
	イマコバ 今木場川	長崎県 (雲仙市)	1.9				新規指定	
	ニタンダ 仁反田川	長崎県 (諫早市)	6.2				新規指定	
	ナガハン 長走川	長崎県 (諫早市)	1.0				新規指定	
	オエ 小江川	長崎県 (諫早市)	3.7				新規指定	
	フカノクミ 深海川	長崎県 (諫早市)	7.8				新規指定	
	ソリミネ 剃刀峰川	長崎県 (諫早市)	2.6				新規指定	
	ダンドウ 段堂川	長崎県 (諫早市)	2.0				新規指定	

鳴瀬川水系略図（明通川）

河川指定等の概要

工業団地開発に伴う流出増対策として防災調節池を明通川上流に築造するにあたり、これらの施設を整備・管理するため、明通川を一級河川に指定するものである。

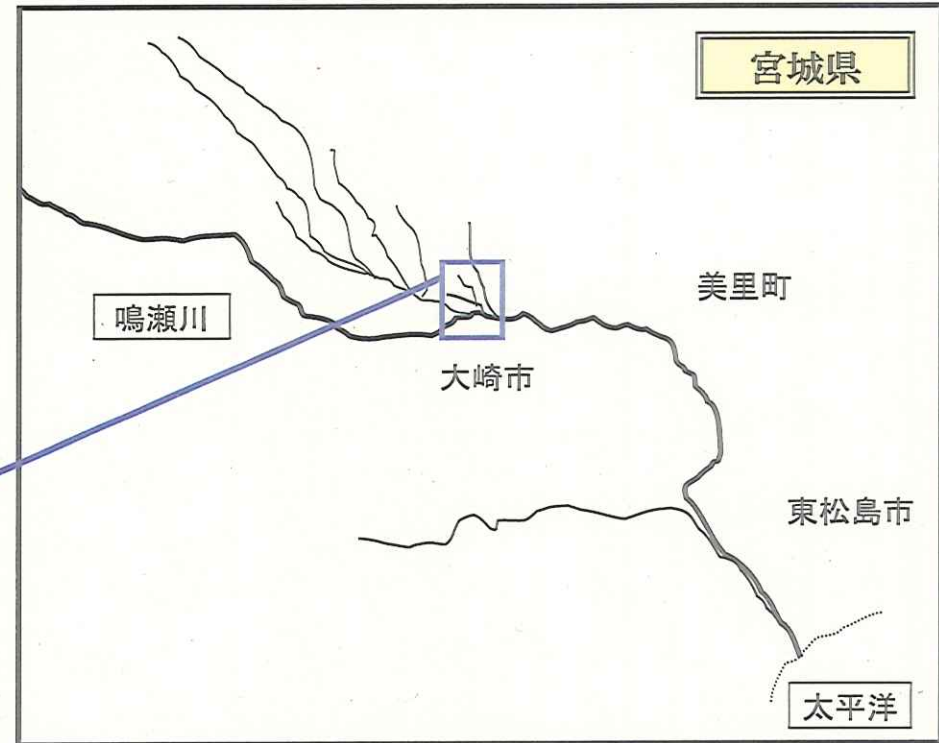


鳴瀬川水系略図（立堀川）

河川指定等の概要

立堀川上流域におけるほ場整備（土地改良事業）の完成に伴い、排水系統が替わり、当該河川への流入量（上流端から390m下流までの区間）が著しく減少したことから、立堀川の一級河川区間を変更減とするものである。

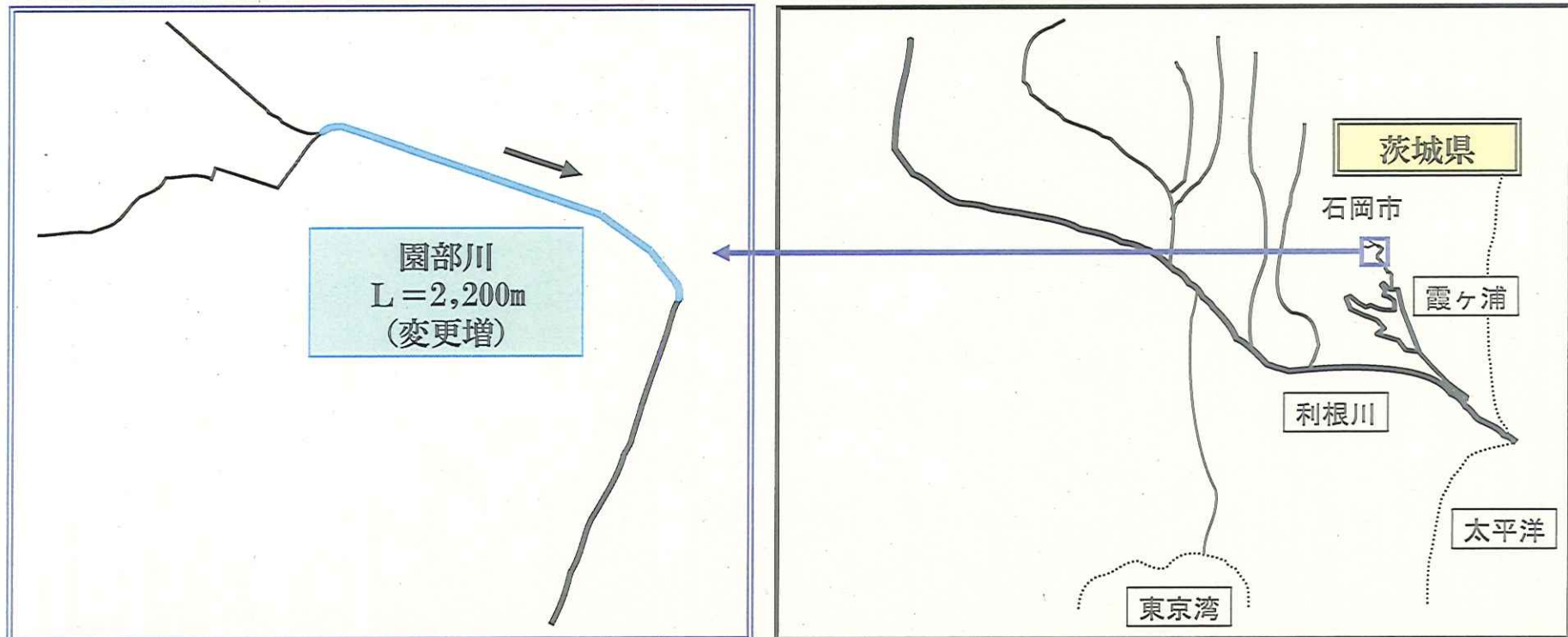
立堀川
 $L = \Delta 390\text{m}$
(変更減)



利根川水系略図（園部川）

河川指定等の概要

利根川水系園部川は、霞ヶ浦圏域河川整備計画に基づき河川整備を鋭意実施してきているところであるが、平成19年度に策定された「第1次石岡市総合計画」に基づき、都市的な土地利用の進展による流出増に対応する必要が生じたため、園部川の一級河川区間を変更増とするものである。

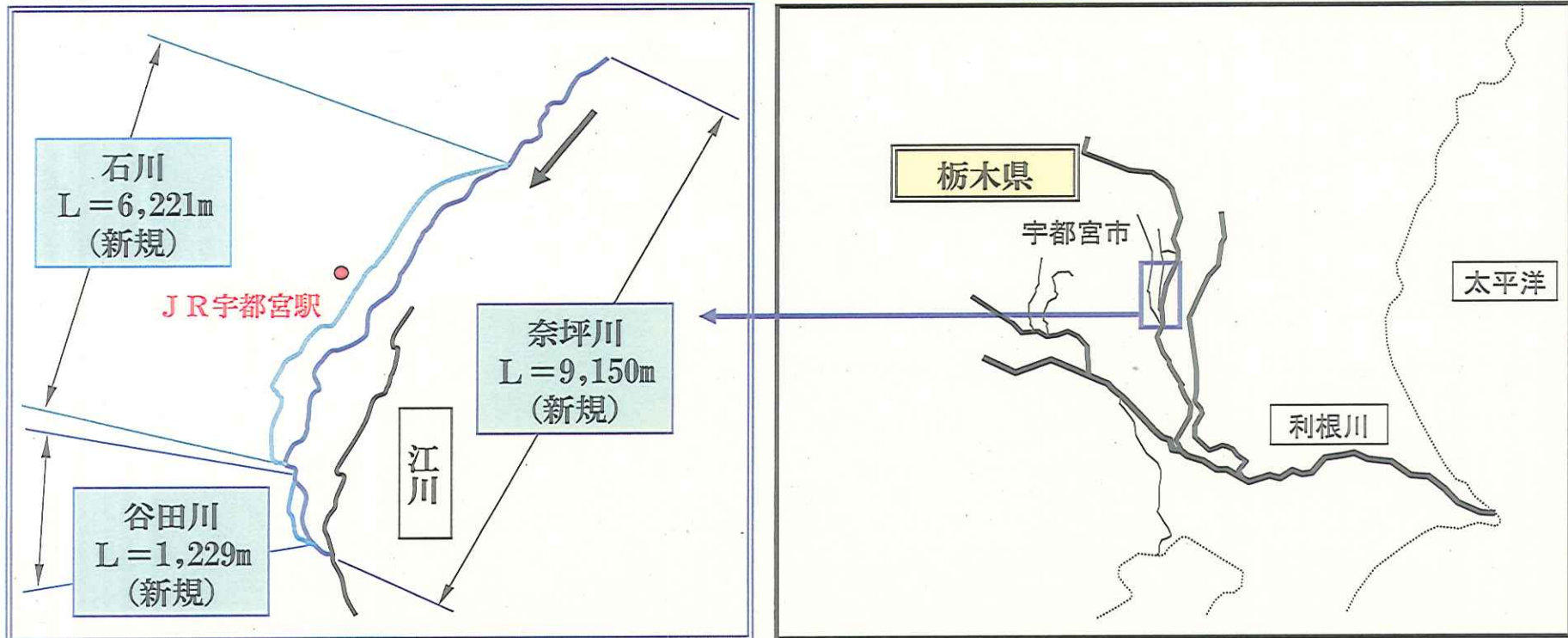


利根川水系略図（奈坪川・谷田川・石川）

河川指定等の概要

利根川水系奈坪川等は、宇都宮中心市街地を流れる都市河川で、現況断面が狭小であるため、これまで準用河川改修事業等により整備を行ってきたが、抜本的な解決に至っておらず、度々浸水被害が生じている。

このため、奈坪川とその派川の谷田川及び石川を一級河川に指定し、計画的な河川整備を実施するものである。

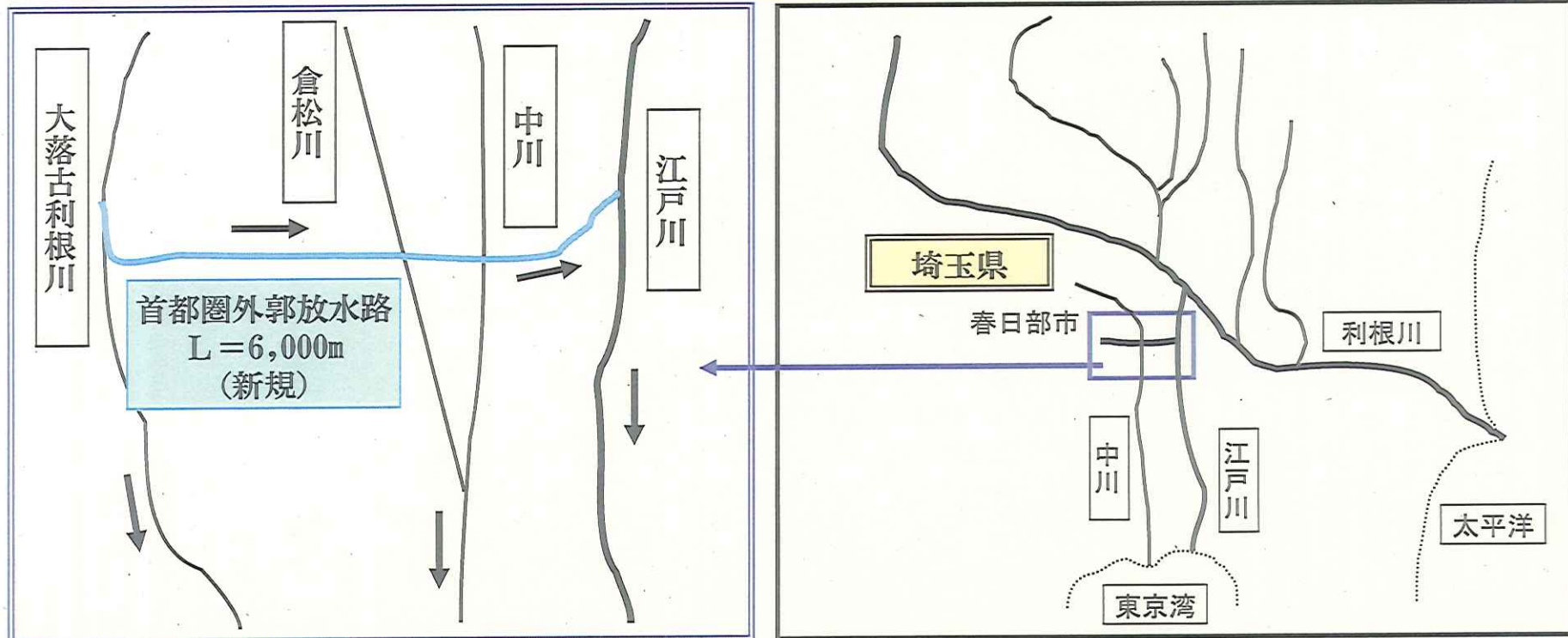


利根川水系略図（首都圏外郭放水路）

河川指定等の概要

首都圏外郭放水路事業は慢性的な浸水地帯である中川流域の抜本的な治水対策として平成5年3月に建設工事に着手した。

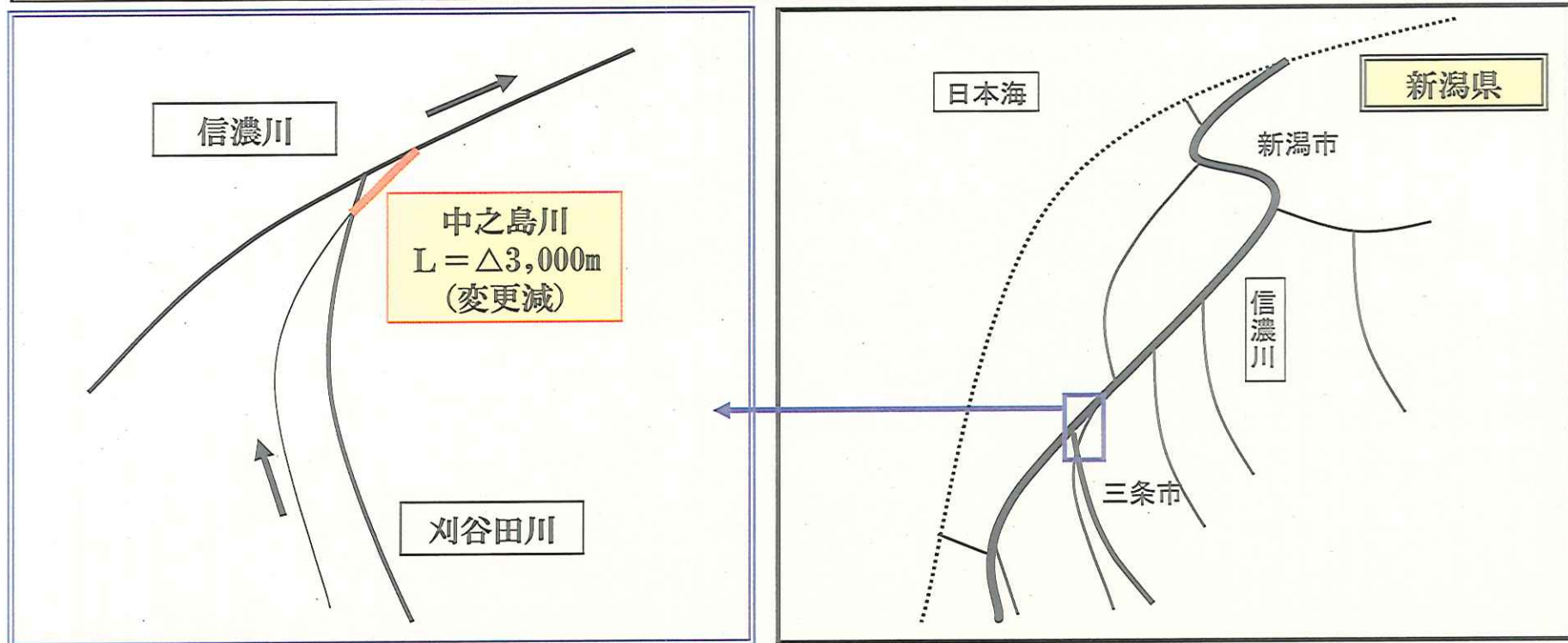
平成19年度に一級河川江戸川と大落古利根川を結ぶ延長約6.0kmが完成したので、首都圏外郭放水路事業を一級河川に指定するものである。



信濃川水系略図（中之島川）

河川指定等の概要

中之島川は刈谷田川の下を潜ったのち信濃川に合流する河川であったが、平成16年7月13日に発生した新潟豪雨水害を受けて、刈谷田川合流点の改修を河川災害復旧等関連緊急事業として施工した。その結果、中之島川が刈谷田川に直接合流する工事が完成したため、中之島川の一級河川区間を変更減とするものである。

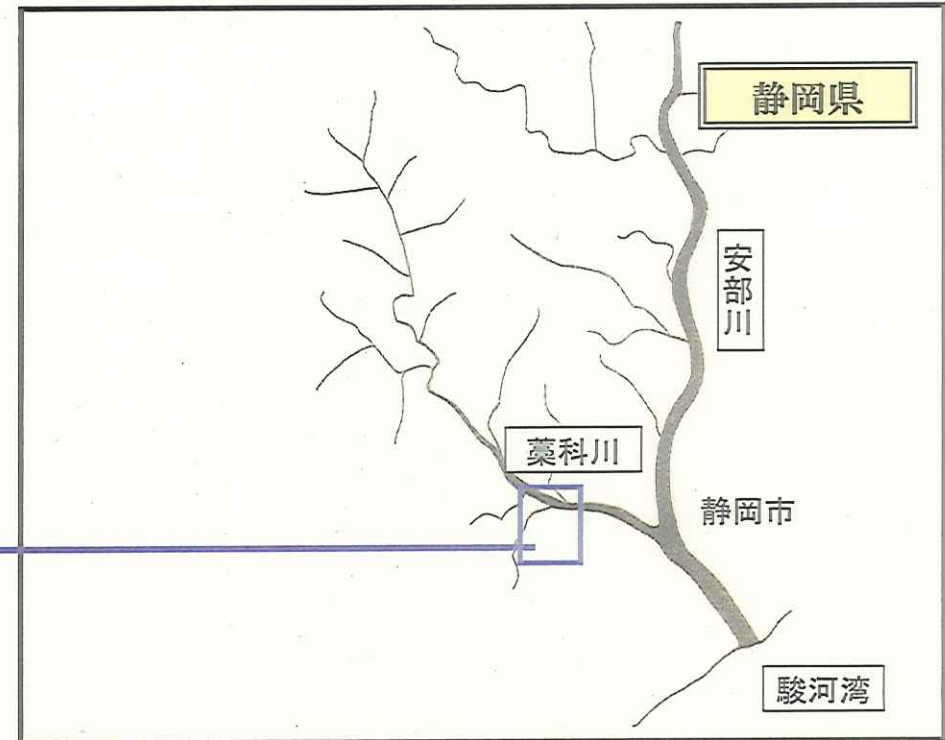
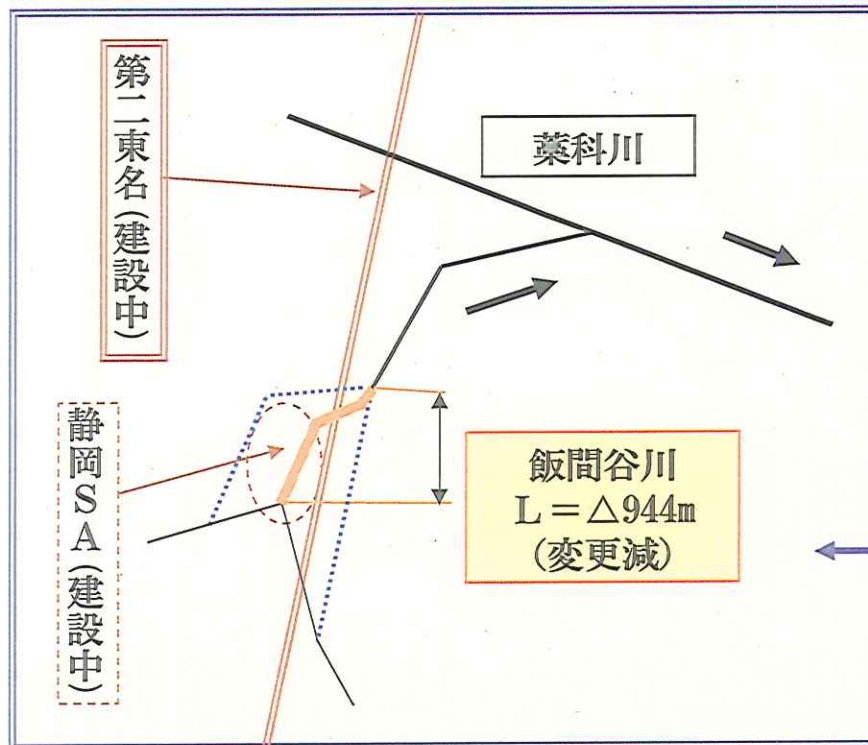


安倍川水系略図（飯間谷川）

河川指定等の概要

第二東海自動車道横浜名古屋線の建設のため、一級河川安倍川水系飯間谷川流域で高速道路本体及びサービスエリアが建設されることに伴い、飯間谷川及び支川（普通河川）の一部を付け替える必要が生じた。

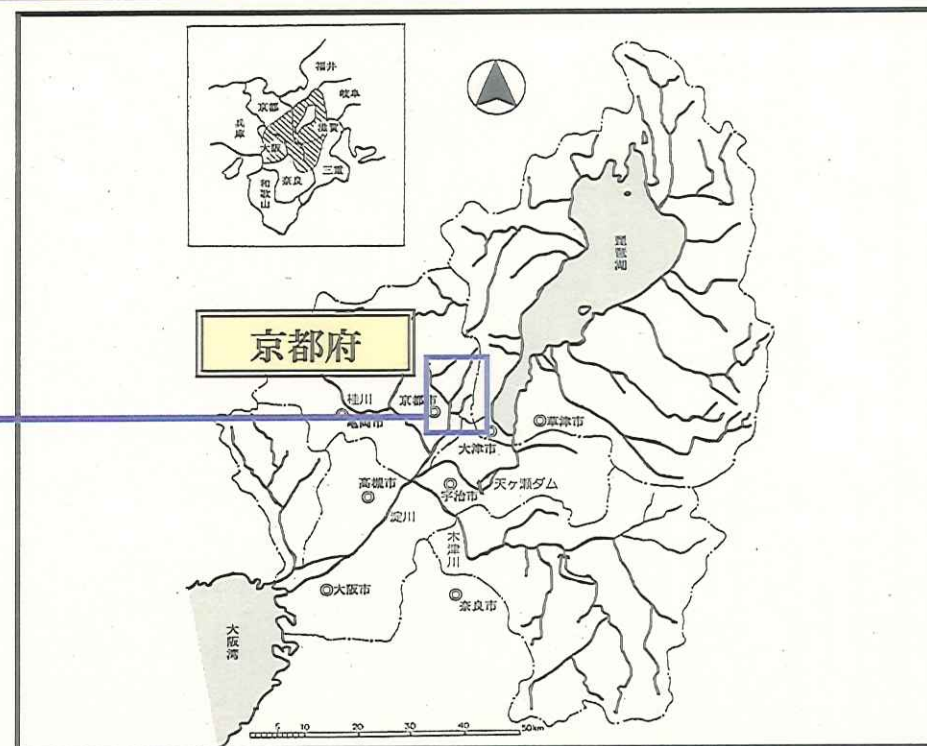
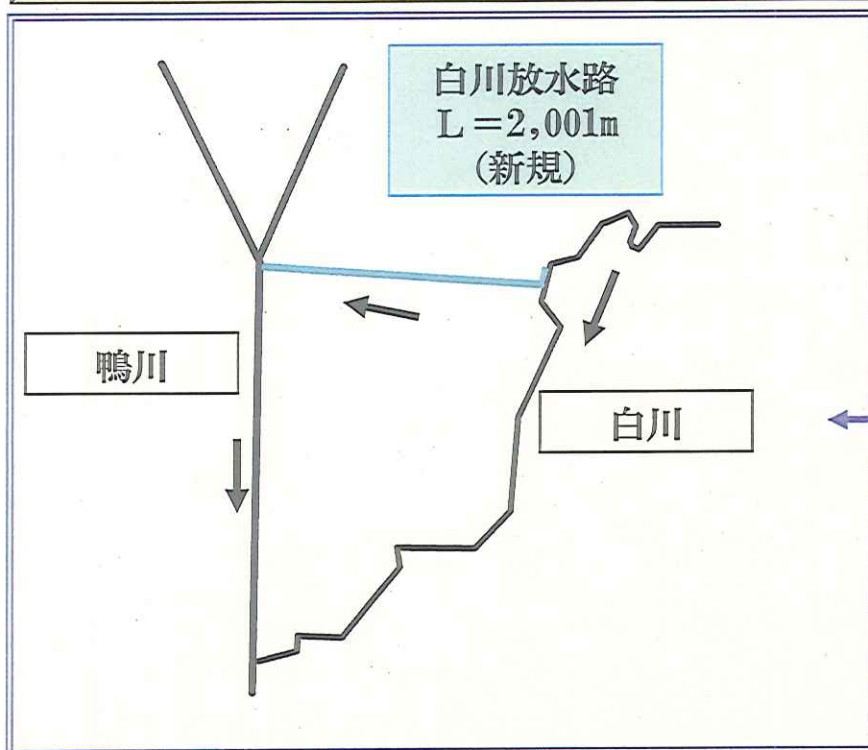
この付替工事が平成19年度に完成したことから、飯間谷川の一級河川区間を変更減とするものである。



淀川水系略図（白川放水路）

河川指定等の概要

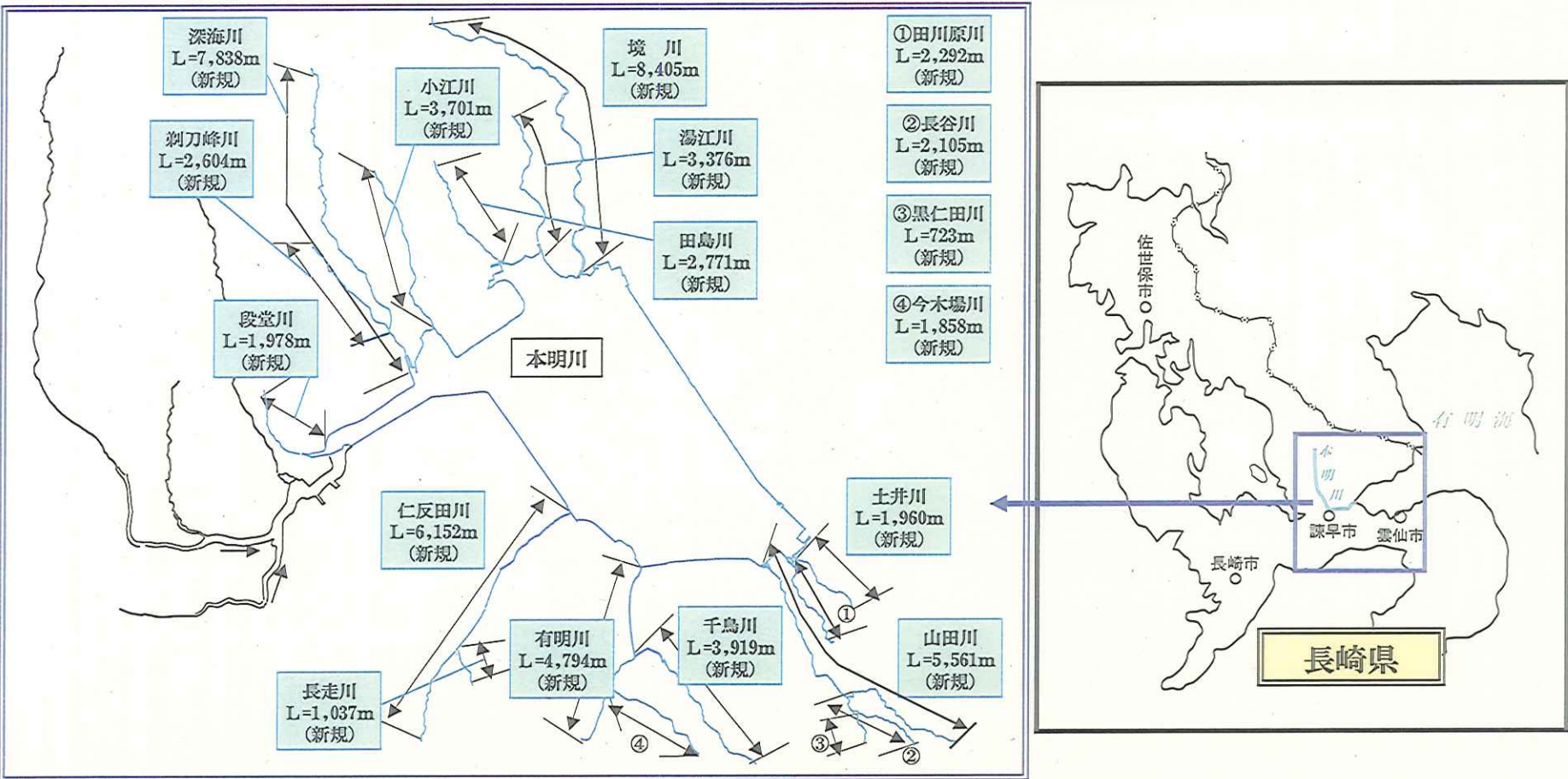
淀川水系白川においては、中下流部においては周辺に民家が密集し、また、京都の歴史的景観を保全していく必要もあって当該個所の改修の早期実施は困難であったため、主として道路下に地下放水路を建設して白川の流下能力の不足分を分担させることとした。平成19年度に一級河川鴨川と白川を結ぶ延長2.0 kmが完成したことから、白川放水路を一級河川に指定するものである。



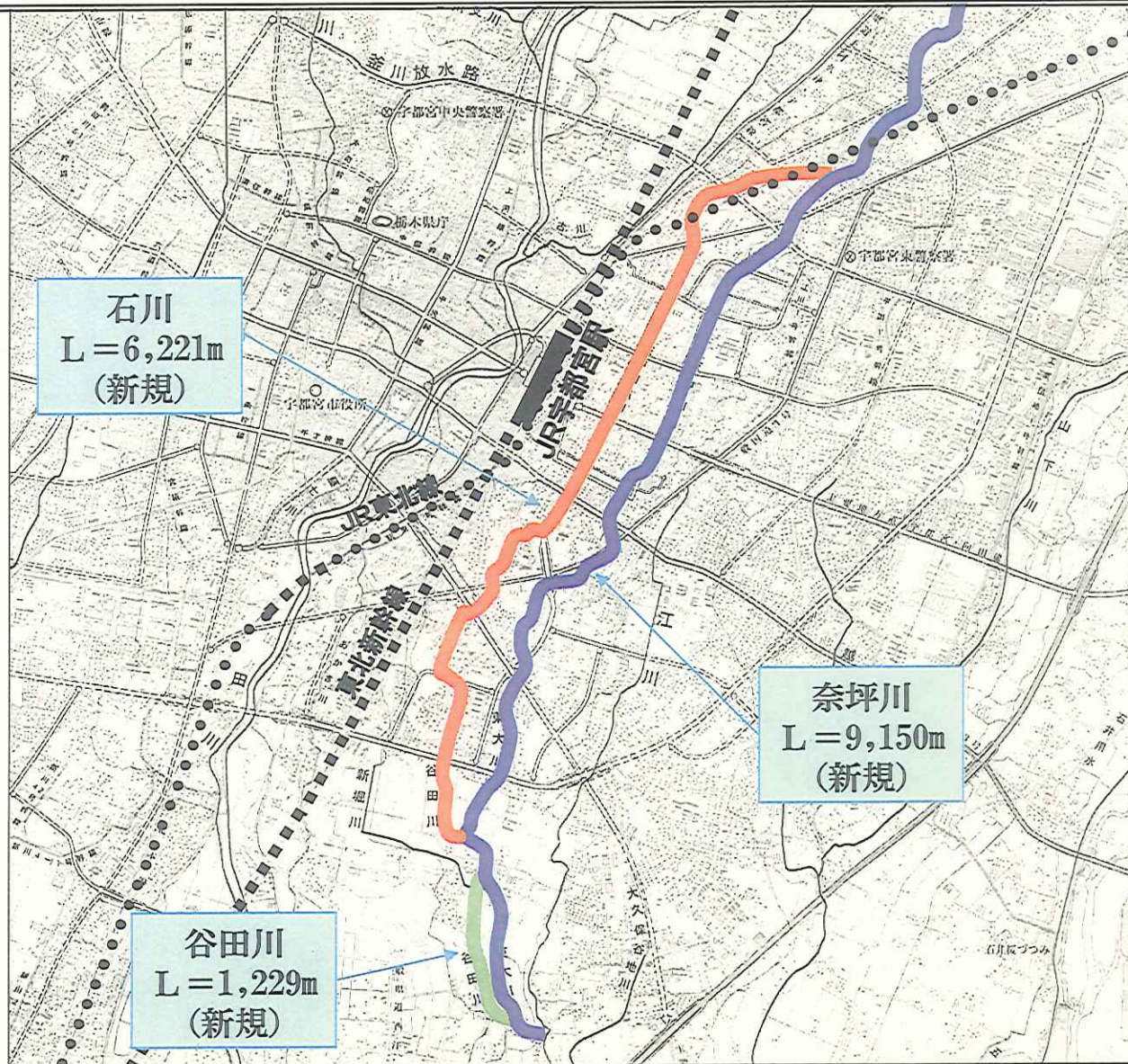
本明川水系略図（土井川等17河川）

河川指定等の概要

国営諫早湾干拓事業による潮受堤防等工事が平成19年度に完成したことから本明川の河口を延伸するとともに当該延伸部分に流入する二級河川土井川等17河川を本明川水系に編入し、一級河川として指定するものである。



[代表事例1] 利根川水系奈坪川・谷田川・石川 位置図



[代表事例1] 利根川水系奈坪川・谷田川・石川 概況



石川 (未改修区間)



奈坪川 (未改修区間)



H5 被災状況



H18被災状況



谷田川 (未改修区間)



奈坪川 (改修済区間)



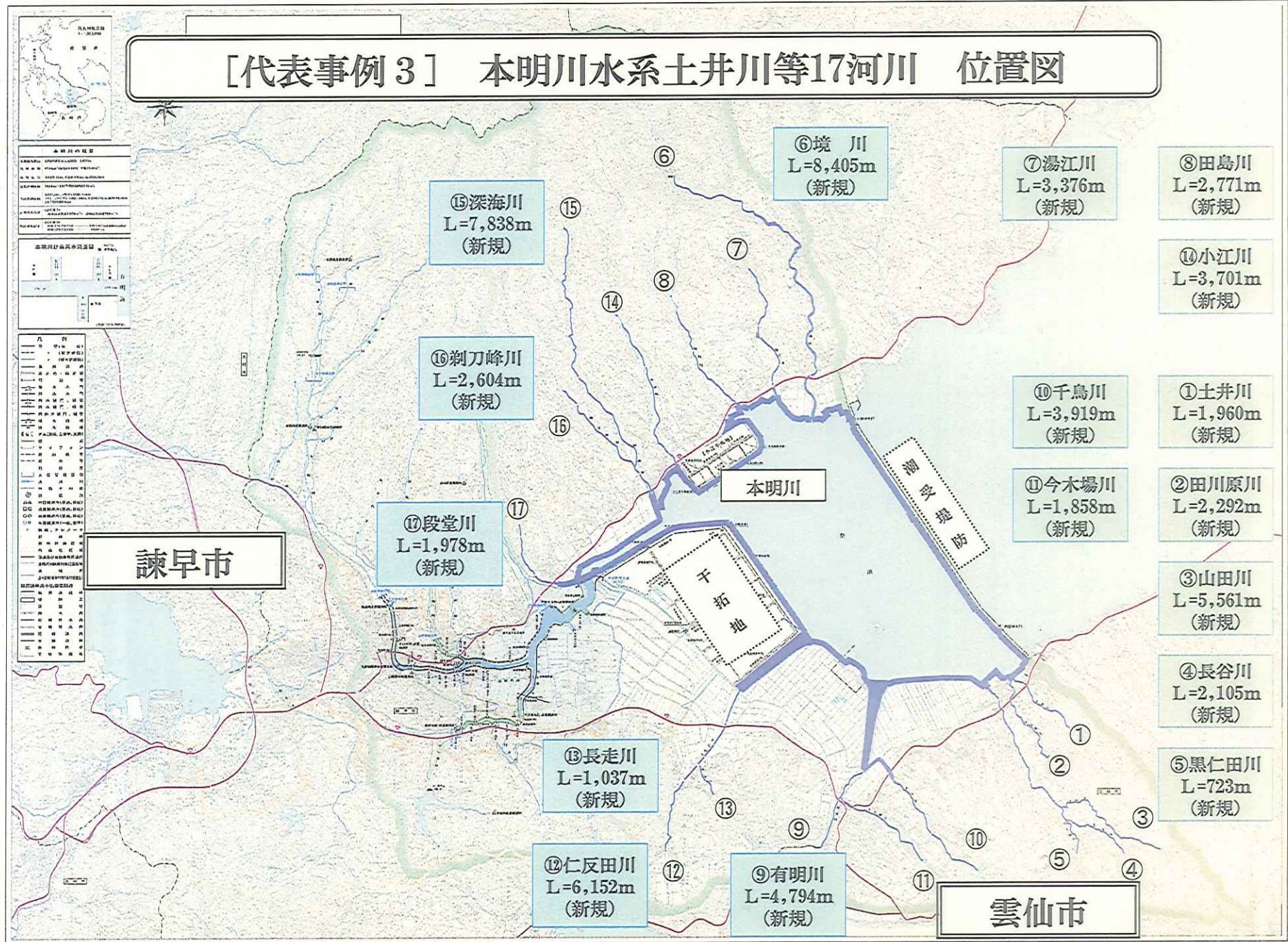
[代表事例2] 利根川水系首都圏外郭放水路 位置図



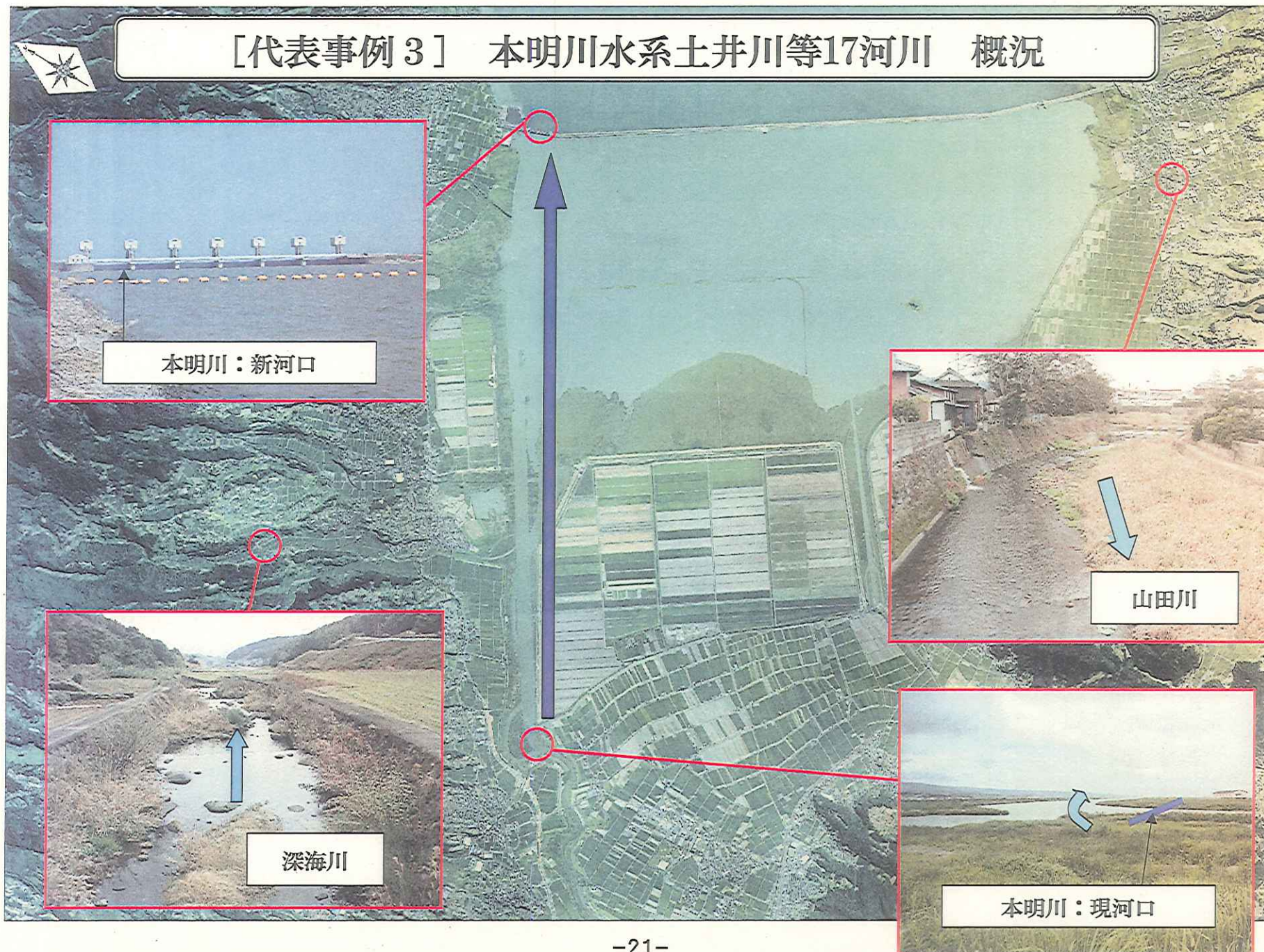
[代表事例2] 利根川水系首都圏外郭放水路 概況



[代表事例3] 本明川水系土井川等17河川 位置図



[代表事例3] 本明川水系土井川等17河川 概況



一級河川指定等告示（案）

○国土交通省告示第一九九年号
 国土交通省令和三年七月九日
 河川法（昭和二十九年法律第六十七号）第四十一条の規定により、次の各表のとおり、一級河川を指定し、昭和三十七年四月二十七日（昭和二十九年四月二十七日）省令第一七九号（河川法第一指定条の三を改定する）に基づき、公示する。

国土交通大臣 冬柴 鐵三

表一 鳴瀬川水系

変更	指 定	区 分	名 称		上 流 端	下 流 端
			新	旧		
立堀川	立堀川	明通川	右岸	左岸	宮城県黒川郡大和町小野字一ノ波戸十番地先	竹林川への合流点
右岸	右岸	右岸	同市古川市古師山字北浦百三番地先	同市古川市古師山字北浦百五十番地先	鳴瀬川への合流点	鳴瀬川への合流点

表二 利根川水系

指 定	変 更		区 分	名 称		上 流 端	下 流 端
	新	旧		新	旧		
奈坪川	園部川	園部川	茨城県茨城郡美野里町大字羽鳥字上ノ堰二百三十三番地先の上流端を示す標柱	右岸	左岸	霞ヶ浦への流入点	霞ヶ浦への流入点
右岸	右岸	右岸	同市山崎字新谷三千二百六十番地先	同市山崎字新谷三千二百六十番地先	同市宮守字御幸ヶ原町字祝神二百二十番地先	江川への合流点	江川への合流点

表三 信濃川水系

指 定	指 定	指 定	指 定
谷田川	石川	首都圏外郭放水路	大落古利根川からの分派点
奈坪川からの分派点	奈坪川からの分派点	奈坪川からの分派点	江戸川への合流点

表四 安倍川水系

変 更	区 分	名 称		上 流 端	下 流 端
		新	旧		
飯岡谷川	飯岡谷川	中之島川	中之島川	新潟県南蒲原郡中之島村大字大曲戸字村上地先	信濃川への合流点
右岸	左岸	右岸	左岸	同市大曲戸同字五十二番地先	刈谷田川への合流点
同市同区飯岡同字千三百四十八番地先	同市同区飯岡同字千三百	同市飯岡字興島九百七十四番の五地先	同市飯岡字コタコ沢千二百一十一番地先	静岡市飯岡字コタコ沢千二百一十一番地先	薬科川への合流点

表五 淀川水系

指定	区分	名称	上流端	下流端
		白川放水路	白川からの分派点	鴨川への合流点

表六 本明川水系

指定	区分	名称	区	
			上流端	下流端
		土井川	雲仙市吾妻町田之平名字長深五百四十番地先	本明川への合流点
		田川原川	雲仙市吾妻町布江名字導円寺六百七十八番地先	本明川への合流点
		山田川	雲仙市吾妻町川床名字岩ノ巢千八百七十三番地先	本明川への合流点
		長谷川	雲仙市吾妻町川床名字岩下千七百二番地先	山田川への合流点
		黒仁田川	雲仙市吾妻町川床名字後椎山二千四百九番地先	長谷川への合流点

指定	指定	指定	指定	指定	指定	指定	指定
境川	湯江川	田島川	有明川	千鳥川	今木場川	仁反田川	長走川
右岸	左岸	右岸	左岸	右岸	左岸	右岸	左岸
三善住寺字大山千六百六番地先	三善住寺字渡口千四百七十八番地先	二善住寺字ハチノス千四百一十番地先	二善住寺字ハチノス千四百一十番地先	二善住寺字ハチノス千四百一十番地先	二善住寺字ハチノス千四百一十番地先	二善住寺字ハチノス千四百一十番地先	二善住寺字ハチノス千四百一十番地先
本明川への合流点	本明川への合流点	本明川への合流点	本明川への合流点	本明川への合流点	本明川への合流点	本明川への合流点	本明川への合流点

指 定	指 定	指 定	指 定
段 堂 川	剃 刀 峰 川	深 海 川	小 江 川
右岸 左岸	右岸 左岸	右岸 左岸	右岸 左岸
同 諫 市 長 田 町 三 千 九 百 二 十 四 番 地 先	同 諫 市 白 原 町 三 千 七 百 七 十 二 番 地 先	一 同 諫 市 高 来 町 古 場 字 菅 谷 千 百 三 十 六 番 地 先	地 同 諫 市 高 来 町 折 山 字 每 山 八 百 三 十 番 八
本 明 川 へ の 合 流 点	深 海 川 へ の 合 流 点	本 明 川 へ の 合 流 点	本 明 川 へ の 合 流 点

備考
 (一) 区分欄中「指定」は、新たに一級河川として指定する河川を示す。
 (二) 区分欄中「変更」及び「新」の項に掲げる地名の表示は、平成二十年 月 日現在の
 ものである。表中と指し示す「旧」及び「新」の項に掲げる河川を「新」の項に掲げるとおり変
 更するものとする。